

北海道渡島地区における函館市漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和 6 年 3 月 12 日

協定認定日 令和 6 年 3 月 26 日

（目的）

第 1 条 本協定は、函館市漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第 2 条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	漁業の種類	水産資源の種類	水域
（１）	こ ん ぶ 漁 業 （採り）（拾い）	こんぶ	根崎地区地先海面及び 宇賀地区地先海面
（２）	こ ん ぶ 漁 業 （採り）（拾い）	こんぶ	石崎地区地先海面
（３）	いか釣り漁業 （５トン以上船、 ５トン未満船）	するめいか	北海道沖合海域
（４）	さけ定置漁業	さけ	函館市地先海面

（資源管理の目標）

第 3 条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

	水産資源の種類	資源管理の目標
（１）	こんぶ	北海道資源管理方針別紙 3－57 まこんぶ北海道周辺海域に定める資源管理の方向性のとおり。
（２）	するめいか	資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号。以下同じ。）別紙 2－12 するめいかに定める目標のとおりに。
（３）	さけ	北海道資源管理方針別紙 3－1 さけ（しろさけ）北海道海域に定める資源管理の方向性のとおり。

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第 4 条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	漁業の種類	取組内容
(1)	こんぶ漁業（採り）（拾い）	・ 10 月 20 日から 10 月 31 日までの期間操業を禁止する。 - また、上記休漁期間を含め、操業時期の 15%以上を休漁する。 ・ 一年生こんぶ（みずこんぶ）の採捕禁止
(2)	いか釣り漁業 （5 トン以上船、 5 トン未満船）	（5 トン以上船） ・ するめいか小型するめいか釣り漁業の漁獲量の総量がするめいか小型するめいか釣り漁業に配分された漁獲可能量の 9 割に達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日までするめいかを対象とする操業を休漁し、漁獲量の積み上がりを抑制する。 - ただし、国の留保からの追加配分や、他都府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が 9 割を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。（強度な資源管理） ・ 北海道いか釣り漁業協議会が定める休漁日・光力の上限規制を遵守する。 （5 トン未満船） ・ 北海道するめいかを採捕する漁業の漁獲量の総量が北海道するめいかを採捕する漁業に配分された漁獲可能量の 9 割に達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日までするめいかを対象とする操業を自粛するものとする。 - ただし、国の留保からの追加配分や、他都府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が 9 割を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。（強度な資源管理） ・ 北海道いか釣り漁業協議会が定める休漁日・光力の上限規制を遵守する。
(3)	さけ定置漁業	・ 9 月 1 日から 9 月 3 日まで休漁を行う。 ・ 道が定めるふ化放流計画の放流数を確保するために必要な目標を達成するために必要な「河川遡上親魚数」を確保する。 - なお、必要尾数に達しない場合、又は達しないことが見込まれる場合には、渡島秋さけ資源対策連絡協議会が別途定める親魚確保のための必要な措置を行う。 ・ 一般社団法人渡島管内さけ・ます増殖事業協会と連携しさけ親魚捕獲及びさけ稚魚放流を行う。 （くろまぐろ） ・ 資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法（昭和 24 年漁業法第 267 号。以下「法」という。）第 31 条及び第 32 条第 2 項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導または勧告の内容を実施するものとする。（強度な資源管理）

（取組の履行確認に関する事項）

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の取組のうち、漁業の種類ごとに、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとし、次表に記載の無い取組については、当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

	漁業の種類	履行確認における証拠書類等
(1)	こ ん ぶ 漁 業 (採り)(拾い)	(休漁) ・ 資源管理のための取組を証明する書類等
(2)	いか釣り漁業 (5トン以上 船、5トン未 満船)	(強度な資源管理) ・ 法第30条に基づくTAC報告、漁協伝票等
(3)	さけ定置漁業	(休漁) ・ 漁協伝票、資源管理の状況等の報告等 (ふ化放流) ・ 捕獲採卵実績、漁協伝票、写真等 (くろまぐろ：強度な資源管理) ・ 漁獲実績がある場合 実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表 ・ 漁獲実績がない場合 実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、放流の動画又は写真

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第6条 全ての参加者は、法第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を北海道知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に北海道及び北海道資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について北海道に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

（協定代表者の権能及び経費の負担）

第9条 全ての参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は次の各号に掲げる事務を行うものとする。

一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務。

二 法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続きを経たものに限る。）に関する事務

三 その他本協定の手続きにおいて全ての参加者の代理権を有する者に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）

- 2 協定代表者は、本協定の手続きを経た事項については、全ての参加者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。

- 3 協定代表者は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

- 4 協定にかかる事務手続き及び報告については、函館市漁業協同組合が処理するものとする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第10条 協定代表者は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第 11 条 本協定の有効期間は、協定施行の日から 5 年間（令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）とする。

（あつせんすべきことを求める場合の手続き）

第 12 条 法第 126 条第 1 項の規定に基づき知事にあつせんすべきことを求める決議は、参加者の 3 分の 2 以上の同意をもって行う。

（その他）

第 13 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（本協定の参加者）

本協定の参加者は、別添参加者名簿のとおり。